

遊亀公園・附属動物園  
整備及び管理運営事業

基本合意書（案）

令和8年4月

甲府市

※ 本基本合意書（案）は、甲府市及び設置等予定者の、現時点において想定される Park-PFI 実施協定書等の締結に向けた基本的な役割分担等を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

## 遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 基本合意書（案）

甲府市（以下「甲」という。）と、設置等予定者である●●、●●、●●及び●●（以下個別に又は総称して「乙」という。）は、遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本合意書は、本公募手続により、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認し、甲乙間で本事業に関する事業関連契約を締結することその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。【注：コンソーシアムにてSPCを設立する場合、本合意書はコンソーシアム構成員が当事者となるが、事業関連契約はSPCが当事者となることを想定。したがって、本合意書においてコンソーシアム構成員を事業関連契約の当事者として記載している箇所は、SPCが当事者となるよう文言を調整予定。】

### （定義）

第2条 本合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公募設置等指針等」とは、令和7年●月●日付で公表された募集要項（公募設置等指針）（要求水準書その他の別添資料を含む。）及びその他の本公募手続に関して甲が公表し又は乙に開示した資料（当該資料に関する質問への回答を含む。）をいう。
- (2) 「公募設置等計画」とは、本公募手続に関して乙が令和●年●月●日付で提出した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいい、都市公園法第5条の5第1項の認定を受けた場合は、当該認定後のものをいう。
- (3) 「事業期間」とは、公募設置等指針等に記載された本事業の事業期間をいう。
- (4) 「事業関連契約」とは、Park-PFI 実施協定、特定公園施設に関する建設・譲渡契約及び指定管理基本協定を総称していう。
- (5) 「Park-PFI 実施協定」とは、本事業の実施に関して、甲乙間で締結される Park-PFI に関する実施協定書をいう。
- (6) 「特定公園施設に関する建設・譲渡契約」とは、特定公園施設の建設及び譲渡に関して、甲乙間で締結される契約書をいう。
- (7) 「指定管理基本協定」とは、本事業のうち指定管理業務の実施に関して、甲乙間で締結される指定管理業務に関する基本協定書をいう。

- (8) 「設置等予定者」とは、本公募手続において、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者として選定された応募者をいう。
- (9) 「代表法人」とは、乙を代表する法人として公募設置等計画において定められた構成法人である●●をいう。
- (10) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。その後の改正を含む。）をいう。
- (11) 「本公募手続」とは、本事業に関して甲が実施した設置等予定者の選定にかかる公募手続をいう。

（基本的合意）

第 3 条 甲及び乙は、本公募手続において、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認する。

2 乙は、公募設置等指針等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び公募設置等指針等に記載の条件を遵守の上甲に対し公募設置等計画を提出したものであることを確認し、公募設置等計画に記載の内容を誠実に履行するものとする。

（事業関連契約の締結）

第 4 条 甲及び乙は、事業関連契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、甲乙間で速やかに事業関連契約（仮契約を含む。）が締結されるよう最大限の努力をする。

2 乙は、事業関連契約の締結に関する甲との協議に当たっては、甲の要望を尊重する。

3 甲及び乙は、事業関連契約の締結に当たり公募設置等指針等及び公募設置等計画についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、公募設置等指針等において示された本事業の目的等に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに公募設置等計画の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料及び情報を提出する。

4 甲及び乙は、事業関連契約について、以下に記載の日程を目途として仮契約を締結する。

- (1) Park-PFI 実施協定 令和 8 年●月
- (2) 特定公園施設に関する建設・譲渡契約 令和 8 年●月
- (3) 指定管理基本協定 令和 8 年●月

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、事業関連契約の本契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本公募手続に関して生じたとき、乙が次条各号のいずれかに該当するとき、乙が公募設置等指針等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき又は公募設置等指針等に定める応募者の資格を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、甲は事業関連契約の仮契約又は本契約を締結しない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 におい

て準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本公募手続に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本公募手続が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 6 乙は、公募設置等指針等に基づいて本公募手続において甲に提出した書類(公募設置等計画を含むがこれに限定されない。)の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業関連契約を締結しないことができる。
- 7 甲及び乙は、事業関連契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 5 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき(乙の構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)は、直ちに本合意書を解除することができる。この場合、乙に損害を及ぼしても、甲はその責めを負わない。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」

という。) がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 乙が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 前三号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

#### （準備行為）

第6条 乙は、事業関連契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、公募設置等指針等及び公募設置等計画を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する準備行為において、公募設置等計画において公募設置等指針等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、事業関連契約の締結の前後を問わず乙の責に帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について公募設置等指針等を充足するために公募設置等計画の変更その他の必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、前項の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならず、また、当該措置を行う場合には、事前に甲の承諾（公募設置等計画を変更する場合は都市公園法第5条の6第1項の規定による甲の認定を含む。）を得なければならない。

#### （連帯責任）

第7条 乙は、事業関連契約の当事者として、事業関連契約に基づく本業務に関する各業務の履行について連帯して責任を負うものとする。

2 乙は、本事業に関する各業務の履行に関して共同企業体協定書その他の契約等を締結する場合には、その内容につきあらかじめ甲の承諾を得なければならない。

#### （事業関連契約の不成立）

第8条 甲及び乙いずれの責にも帰すべからざる事由により、事業関連契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担と

し、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第9条 前条の規定にかかわらず、第4条第5項各号又は第5条各号のいずれかの事由が生じたことにより、事業関連契約の仮契約又は本契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、特定公園施設譲渡対価(特定公園施設建設・譲渡契約が締結された場合は同契約に規定される譲渡対価をいい、同契約が締結されるまでは公募設置等計画において乙が提案した譲渡対価をいう。以下同じ。)の10分の1に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業関連契約の本契約の締結後において、第4条第5項各号又は第5条各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業関連契約を解除するか否か及び事業関連契約の規定に基づき甲が乙から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して、特定公園施設譲渡対価の10分の1に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、第4条第5項各号又は第5条各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、乙が支払った違約金(前項の場合については乙が事業関連契約の規定に基づき支払った違約金を含む。)を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本事業又は本合意書に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本合意書の目的以外には使用してはならない。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責によらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本合意書に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 甲及び乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。ただし、当該第三者が甲又は乙に対し本条と同等以上の守秘義務を負うことを条件とする。

3 前項の場合において、本合意書の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本合意書上の地位並びに本合

意書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本合意書の変更)

第12条 本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本合意書の有効期間)

第13条 本合意書の有効期間は、本合意書締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業関連契約の本契約の締結に至らなかった場合は、事業関連契約の本契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表法人に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項、第8条から第11条まで、本条本項及び第14条から第16条までの規定の効力は、有効期間終了後も存続する。

(協議)

第14条 本合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本合意書の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第15条 本合意書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第16条 本合意書に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本合意書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

甲：

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

代表者 甲府市長 樋口 雄一 印

乙：

代表法人

構成法人

構成法人

構成法人